
問題1 (60点)

甲女は、アルツハイマー病になった実父Xの介護を続けていたが、それに疲れ果てたため、Xを殺してしまおうと思い、友人の薬剤師乙に事情を話して毒薬を分けてくれるように依頼したところ、乙はこれを承諾し、致死量の毒薬を入手して、甲に手渡した。

甲は、これをXに飲ませようと思ったが、一度に投与すると簡単に発覚してしまうので、毎日少量ずつ投与して、慢性中毒で徐々に衰弱させて殺せば、病死ということで犯行をごまかせると考え、事情を知らない夫Aに、毒薬を30分の1ずつに小分けして、「この薬を1ヶ月間、毎朝Xに飲ませて下さい。」と指示した。

しかし、1週間たってもXの身体に何の変化もないので、Aに問いただしたところ、Aはときどき投与を忘れており、これまで3回しか投与していなかったことが判明した。

そこで、甲は、この手段では駄目だと思い、この際Xをひと思いに殺害してしまおうと決意し、寝ているXの首を強く絞めた。しかし、Xが動かなくなったのを見た途端に後悔の念が生じ、殺意を放棄し手を離し救急車を呼んだ。救急車が到着するまでの間、甲は、Xを救命しようとしてXの胸部を両手で強く叩いたり押したりするなどしたところ、Xはいったん息を吹き返した。しかし、甲が、救命の意図でXの胸部をさらに叩き続けた結果、Xは、「頸部圧迫による窒息」によってではなく、「胸部打撲による心挫裂」によって死亡した。

甲・乙の罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く)。

問題2 (30点)

窃盗罪の保護法益について、具体例を示して論じなさい。

(以下余白)

【出題の趣旨】

刑法では、事案解決の筋道を明快に示し、一貫性のある判断が求められる。そのためには、刑法総論・各論の講義を確実に理解すること、総論・各論の教科書・体系書を通読することが何よりも重要となる。その際、理論の対立が事例の解決においてどのような帰結を導くのかを十分納得した上で、言葉にして再現できるよう心がけていただきたい。刑法は、理論的である分、必要な知識の量は多くない。基本的な知識を自分で使えるような形で身に付けておくことが求められる。

問題 1 では、まず、毒薬による殺人未遂につき間接正犯の実行の着手時期が問題となる(利用行為時説をとって着手を肯定するならば、毒薬を調達した乙は殺人未遂の幫助となる)。次に、絞首による殺人については、絞首が死因を形成していない上、胸を叩く行為が介在しているため、刑法上の因果関係が認められるかどうか問題となる。一方、胸を叩く行為は、故意がないから、せいぜい過失致死になるにすぎない。また、絞首と胸を叩く行為を一つの実行行為とみることで殺人既遂を肯定することも考えられるが、後者は殺意を放棄した後の救命目的の行為であるのに一体化できるのかが問われるであろう。さらに、殺意を放棄し救命を試みた点について、死の結果は発生しているとしても、これが行為と因果関係に立たないとすれば、中止犯の余地もありうるであろう。一見複雑だが、基本的な知識の組み合わせであって、基本事項のしっかりした理解と問題抽出能力が求められる。

問題 2 では、本権説・占有説・中間説の内容を明快に示した上で、窃盗犯人からの取り戻しや譲渡担保の対象物件の引き上げなどの事案で結論の違いを示すことが求められる。理論と事例の往復を意識することが日常の学習でも重要であるといえる。

以上